

兵庫県公報

平成24年5月22日 火曜日 第2390号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ クリーニング師研修等の指定（生活衛生課）	1
○ 建設業法に基づく建設業者の許可の取消し（県土整備部総務課）	3
○ 景観影響評価書及び再審査意見書の縦覧（都市政策課）	4
○ 道路の位置指定の取消し（建築指導課）	5
公 告	
○ 特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請（県民生活課）	5
○ 特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請（同）	7
○ 県有地の一般競争入札による売払い（管財課）	8
○ 大規模小売店舗の新設に関する届出（東播磨県民局）	10
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	11
○ 同上（同）	12
○ 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（阪神南県民局）	13
病院局管理規程	
○ 病院局地方機関処務規程の一部を改正する管理規程	14
○ 粒子線治療資金貸付規程の一部を改正する管理規程	14
選挙管理委員会告示	
○ 政治資金規正法に基づく政治団体の設立、届出事項の異動及び解散の届出	14
○ 政治資金規正法に基づく資金管理団体の届出事項の異動及び指定の取消しの届出	19
人事委員会公告	
○ 兵庫県職員 上級採用試験の実施	20

告 示

兵庫県告示第632号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項及び第8条の3の規定により、クリーニング師研修及び業務従事者に対する講習を次のとおり指定する。

平成24年5月22日

兵庫県知事 井戸敏三

- 主催者の名称及び所在地
名 称 財団法人全国生活衛生営業指導センター
所在地 東京都港区新橋6丁目8番2号
- 会場の運営及び設営の窓口となる団体の名称及び所在地
名 称 財団法人兵庫県生活衛生営業指導センター
所在地 神戸市中央区下山手通6丁目3番28号 兵庫県中央労働センター5階
- 日程、会場等
(1) 研修

開催年月日	会場名	所在地	予定人員
平成24年6月12日(火)	明石市生涯学習センター	明石市東仲ノ町6-1 アスパア明石北館	50人

同	22日(金)	J A丹波ささやま広域 農業研修センター	篠山市大沢438—1	40人
平成24年	7月6日(金)	尼崎市立すこやかプラ ザ	尼崎市七松町1—3—1—502 フェス タ立花南館	40人
同	24日(火)	尼崎市中央地区会館	尼崎市西御園町93—2 サンシビック尼 崎	40人
平成24年	8月7日(火)	姫路市民会館	姫路市総社本町112	50人
同	24日(金)	姫路市男女共同参画推 進センター あいめっ せホール	姫路市本町68—290 イーグレひめじ	40人
平成24年	9月11日(火)	兵庫県中央労働センタ ー	神戸市中央区下山手通6—3—28	40人
同	28日(金)	同 上	同 上	40人
平成24年	11月8日(木)	豊岡鞆協会	豊岡市大磯1—79 一般財団法人但馬地 域地場産業振興センター内	50人

(2) 講習

開催年月日	会場名	所在地	予定人員
平成24年11月30日(金)	J A丹波ささやま広域 農業研修センター	篠山市大沢438—1	50人
同 12月14日(金)	明石商工会議所	明石市大明石町1—2—1	40人
平成25年1月18日(金)	兵庫県中央労働センタ ー	神戸市中央区下山手通6—3—28	50人
同 29日(火)	尼崎市中央地区会館	尼崎市西御園町93—2 サンシビック尼 崎	40人

4 科目及び時間数

(1) 研修

研修科目	初回者時間数	継続者時間数
衛生法規及び公衆衛生	1.0時間	0.5時間
洗濯物の受取、保管及び引渡し	1.0時間	1.0時間
洗濯物の処理	1.0時間	1.0時間
繊維及び繊維製品	1.0時間	1.0時間
レポート	有	有
計	4.0時間	3.5時間

(2) 講習

講習科目	初回者時間数	継続者時間数
衛生法規及び公衆衛生	1.0時間	0.5時間
洗濯物の受取、保管及び引渡し	1.0時間	1.0時間
洗濯物の処理	1.0時間	1.0時間
繊維及び繊維製品	1.0時間	1.0時間
レポート	有	有

計	4.0時間	3.5時間
---	-------	-------

5 受講料

- (1) 研修（特別管理産業廃棄物管理責任者資格取得講習を除く。） 5,000円
- (2) 講習 4,500円

6 受講についての問合せ先

財団法人兵庫県生活衛生営業指導センター
電話 (078) 361-8097



兵庫県告示第633号

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による廃業等の届出があったので、同法第29条第1項の規定に基づき、次の建設業者の許可を取り消した。

平成24年 5月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

商号又は名称及び 代表者氏名	主たる営業所の所在地	許可番号	取り消した建設業		処分の原因と なった事実	取消年月日
			区分	種 類		
藤岡金属(株) 代加藤 護	神戸市灘区倉石通2-1-16	般-22 第104533号	一般	建築工事業、鋼構造物工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成24年3月19日
(有)ジャパンビルドシステム 代中川 雅代	同 市中央区栄町通5-1-18	般-22 第113448号	一般	建築工事業、電気工事業、鋼構造物工事業、消防施設工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年2月1日
(株)ユニ工務店 代前田 隆	同 市兵庫区大開通3-1-36	般・特-21 第104455号	一般	管工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年3月15日
今枝工務店 代今枝 進	同 市北区淡河町勝雄459	般-18 第106021号	一般	建築工事業、大工工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成23年12月31日
(株)前田工務店 代前田 桂一	同 市長田区東尻池町2-10-5	般・特-22 第101594号	一般	土木工事業、ほ装工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成24年2月1日
(株)唐渡組 代唐渡 英人	同 市同 区長楽町2-1-15	般-19 第101876号	一般	建築工事業、左官工事業、石工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、内装仕上工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年3月8日
大和施設工業(株) 代辻井 雄介	同 市須磨区大手町1-5-12	般・特-19 第102060号	一般	消防施設工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月30日
(株)勇晴建設 代須藤 登美子	同 市垂水区桃山台2-1188-69	般-19 第113960号	一般	電気工事業、消防施設工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成23年8月22日
(株)グリーン建築 代延川 五十昭	同 市同 区つつじが丘5-8-10	般-23 第114841号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成24年1月31日
(株)カネトミ建設 代岡田 十三義	伊丹市堀池2-5-16	般-22 第207938号	一般	土木工事業、建築工事業、とび・土工事業、石工事業、管工事業、ほ装工事業、造園工事業、水道施設工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成23年12月1日
(株)ミツワテック宝塚 代船岡 史朗	宝塚市大原野字中林13-1	般-23 第301060号	一般	土木工事業、とび・土工事業、管工事業、鋼構造物工事業、水道施設工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年4月1日
(有)阪神エアシステム 代巽 健二	川西市多田院2-25-5	般-19 第112574号	一般	管工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年11月15日

㈱明浜緑化 代戸田 忠文	川辺郡猪名川町白金2 —82—7	般—22 第301500号	一般	土木工事業、とび・土 工工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成24年3月6日
㈱小林建材店 代小林 孝章	西脇市野村町27—1	般—19 第352983号	一般	左官工事業、タイル・ れんが・ブロック工事 業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年2月29日
堂本建工 代堂本 始	三木市宿原181—2	般—19 第353334号	一般	とび・土工工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年1月25日
伊藤造園土木 代伊藤 行男	加西市大村町89	般—23 第352409号	一般	土木工事業、造園工事 業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年3月8日
和田工務店 代和田 守	同 市北条町横尾168	般—19 第350490号	一般	土木工事業、建築工事 業、大工工事業、と び・土工工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月27日
構井建設㈱ 代構井 将文	姫路市御国野町深志野 800—16	般—20 第459049号	一般	管工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成24年2月25日
㈱大幸建設 代大浦 光嘉	同 市広畑区才211— 1	般・特—19 第458875号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年3月1日
㈱船場興建 代船場 正人	同 市広畑区末広町1 —5	般—20 第459832号	一般	屋根工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月10日
㈱東洋プレハブ 代橋 光代	同 市継163—1	般—19 第456518号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月12日
キンキテレコム㈱ 代梶浦 伸宏	同 市北今宿1—9— 13	般—21 第459181号	一般	建築工事業、大工工事 業、屋根工事業、タ イル・れんが・ブロッ ク工事業、鋼構造物工 事業、内装仕上工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月27日
㈱植野建設 代植野 和雄	神崎郡神河町大河81	般・特—19・ 21 第457416号	特定	土木工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成24年1月31日
高柴商事㈱ 代高柴 元樹	養父市藪崎1051	般・特—21 第600860号	一般	管工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年2月29日
高見設備㈱ 代中野 豊大	朝来市山東町矢名瀬町 845	般—21・23 第601086号	一般	消防施設工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月10日
㈱伊藤商店 代伊藤 忠嘉	丹波市春日町中山192 —1	般—19 第751912号	一般	土木工事業、建築工事 業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月24日
谷川建築 代谷川 正和	洲本市千草甲192—7	般—19 第801800号	一般	建築工事業、大工工事 業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成24年3月1日
折田建設㈱ 代折田 慶治	淡路市釜口639—1	般・特—19・ 20 第801147号	一般	管工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月14日

兵 庫 県 告 示 第 634 号

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。）第27条の8第1項の規定による景観影響評価書の提出があったので、条例第27条の8の2第1項の規定により、再審査意見書を作成した。ついで、この景観影響評価書の写し及び再審査意見書の写しを条例第27条の9第1項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成24年5月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
氏名 谷 脇 一 正
住所 美方郡香美町香住区矢田934
- 2 特定建築物等の名称及び所在地
名称 大吉

所在地 美方郡香美町香住区矢田934

3 景観影響評価書の写し及び再審査意見書の写しの縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課及び但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第1課

縦覧期間 平成24年 5月22日から同年 6月 4日まで



兵庫県告示第635号

建築確認の手続、建築基準の特例等を定める規則（昭和37年兵庫県規則第92号）第15条第1項の規定による道路の位置指定の取消しの申請があったので、次のとおり指定を取り消した。

その関係図書は、但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第1課において縦覧に供する。

平成24年 5月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

取 消 番 号	取消年月日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H24但豊位置 廃0001号	24. 4. 27	豊岡市出石町鉄砲字鉄砲町1番6の一部、 24番1の一部、24番6の一部、24番7の 一部、24番8の一部、24番9の一部、24番10 の一部、24番13の一部、24番15の一部、24 番19、25番の一部	4.00	133.26

公 告

特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請

特定非営利活動法人の設立代表者から設立に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民文化局県民生活課、同部管理局文書課県民情報センター室、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請を受け付けた年月日から2月間とする。

平成24年 5月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 (1) 申請受付年月日 平成24年 4月27日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人恵

イ 代表者の氏名 播 后 代

ウ 主たる事務所の所在地 三木市別所町近藤55番地の4

エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者・高齢者・児童等に対して、生活支援、就労支援、社会参画促進に関する事業等を行い、すべての人々が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

2 (1) 申請受付年月日 平成24年 4月27日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 NPO法人日本アジア学生交流協会

イ 代表者の氏名 白 井 寿 彦

ウ 主たる事務所の所在地 芦屋市南浜町2番12号

エ 定款に記載された目的

この法人は、日本及びアジア諸国の子ども、学生を中心とした人々に対し、国際交流、環境改善・教育等の支援をする事業を行い、日本とアジア諸国の相互理解・友好・親善に寄与することを目的とする。

3 (1) 申請受付年月日 平成24年 4月27日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人芦屋ワールドピース倶楽部

イ 代表者の氏名 中 村 紀 子

ウ 主たる事務所の所在地 芦屋市大原町6番14号

エ 定款に記載された目的

この法人は、施設に入居している高齢者が安らかな日々を送れるように、また子どもたちが情操豊かで健やかに育つように、高齢者や子どもに対して、日頃研鑽した音楽やダンスを披露する非営利に関する事業を行い、福祉の増進に寄与することを目的とする。

4(1) 申請受付年月日 平成24年4月27日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人森の都研究所

イ 代表者の氏名 宮 川 五十雄

ウ 主たる事務所の所在地 丹波市市島町乙河内912番地

エ 定款に記載された目的

この法人は、法人及び一般市民の方々に対して、森の探検隊事業、森のグルメ事業、森の工房事業、森のおまつり事業、森の知恵袋事業等を行い、豊かな森林生態系の保全及び復元と、多彩な森林文化の継承及び創造に寄与することを目的とする。

5(1) 申請受付年月日 平成24年4月27日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人相生すぼ一つNet

イ 代表者の氏名 岡 田 義 信

ウ 主たる事務所の所在地 相生市那波大浜町9番8号

エ 定款に記載された目的

この法人は、幼稚園児から中高年齢者までの男女を対象に、様々なスポーツ教室、スポーツ大会の開催・運営を行うことで、体力・運動能力の向上と健全な心身の育成を図り、子供から大人まで幅広い年代の人たちとの交流を深めることにより、スポーツの振興と子供の健全育成、健康増進に寄与するとともに、空き缶プルトップ、ペットボトルのキャップ等の収集事業を通じて、環境に優しいライフスタイルを実践し、将来にわたり持続可能な循環型社会の構築に寄与することを目的とする。

6(1) 申請受付年月日 平成24年4月27日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人マイシャガール美術館

イ 代表者の氏名 岡 本 亘 由

ウ 主たる事務所の所在地 芦屋市南宮町1番14号

エ 定款に記載された目的

この法人は、岡本亘由が所有するマルクシャガールを主とする芸術作品等を用い、岡本が所有する美術館を基点として芸術鑑賞を一般の方々に身近なものとする事、また、運営や維持管理のために多角的に支援発展活動すると共に、阪神間の芸術文化の保存育成や、教育、社会交流などのいこいの場所として地域社会に寄与することを目的とする。

7(1) 申請受付年月日 平成24年4月27日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人Brilliant

イ 代表者の氏名 田 中 和 子

ウ 主たる事務所の所在地 明石市西明石南町2丁目13番7号102号

エ 定款に記載された目的

この法人は、身体・知的・精神障害者、不登校・引きこもり者等に対して自立した社会生活を送ることができるように相談・支援活動に関する事業を行い、障害者等が生活しやすい社会の構築と地域福祉の向上、増進に寄与することを目的とする。

8(1) 申請受付年月日 平成24年4月27日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人大山捕獲隊

イ 代表者の氏名 西 牧 正 美

ウ 主たる事務所の所在地 篠山市大山上432番地

エ 定款に記載された目的

この法人は、兵庫県全域を対象に、主に外来生物の捕獲活動および捕獲技術の研究・研鑽、特定外来生物に関する情報の普及・啓発を行うことで、主に外来生物を起因とする生態系被害や農林業被害、生活被害を減らし、かつ、地域住民自らが主体となった持続的な被害防除体制の構築などの社会環境づくりおよび安心して暮らせる生活環境づくりに寄与することを目的とする。

9 (1) 申請受付年月日 平成24年 4月27日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人R. M. C.

イ 代表者の氏名 新 免 将

ウ 主たる事務所の所在地 豊岡市日高町岩中208番地

エ 定款に記載された目的

この法人は、但馬地域に住む人々に対して、地域活性化マネージャーの育成、非営利活動を行う団体の支援、高齢者・障がい者の支援に関する事業を行い、地域のまちづくりや経済活動の活性化に寄与することを目的とする。

10(1) 申請受付年月日 平成24年 4月27日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人住生活研究所

イ 代表者の氏名 佐 伯 明 彦

ウ 主たる事務所の所在地 川西市荻原3丁目5番5号

エ 定款に記載された目的

この法人は、高齢者、障害者、若者及び児童等に対して、生活支援及び社会参加の促進に関する事業を行い、福祉の増進とすべての人が安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

11(1) 申請受付年月日 平成24年 4月27日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人愛西家

イ 代表者の氏名 山 城 則 雄

ウ 主たる事務所の所在地 西宮市大井手町7番22号

エ 定款に記載された目的

この法人は、高齢者と子どもと一緒にいられるイベント活動に関する事業のほか、地域住民に対して住環境の情報提供を行い、地域交流の活性化に寄与することを目的とする。

12(1) 申請受付年月日 平成24年 4月27日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人くるみ

イ 代表者の氏名 黒 谷 健 一

ウ 主たる事務所の所在地 姫路市勝原区宮田684番地 1

エ 定款に記載された目的

この法人は、地域の障害者（児）やその家族に対して、社会参画促進や生活支援に関する事業を行い、障害の有無に関わらず、すべての人が地域社会の一員として幸せに暮らしていける社会の実現に寄与することを目的とする。

~~~~~

**特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請**

特定非営利活動法人から定款変更に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第5項において準用する同法第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民文化局県民生活課、同部管理局文書課県民情報センター室、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請のあった年月日から2月間とする。

平成24年 5月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 (1) 申請受付年月日 平成24年 4月27日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人自警団昌道会

イ 代表者の氏名 金 光 和 典

ウ 主たる事務所の所在地 加古川市尾上町口里813番地の16

エ 定款に記載された目的

この法人は、加古川市を中心とする不登校や引きこもり等の悩みを持つ青少年及び地域の子ども達に対して、青少年による奉仕活動としての地域の子ども達の見守り事業や、祭りやイベントを通じた青少年の活動の場の提供を通して、青少年の自立支援を行うとともに、子ども達が元気に笑って遊べる社会づくりに寄与することを目的とする。

2 (1) 申請受付年月日 平成24年 4月27日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人NGOモニティ

イ 代表者の氏名 栗 本 英 世

ウ 主たる事務所の所在地 滋賀県犬上郡多賀町大字土田593号

エ 定款に記載された目的

この法人は、国内外のボランティア、NGO活動に対して、支援活動とそれにかかわる研究活動に関する事業を行い、社会に寄与することを目的とする。

3 (1) 申請受付年月日 平成24年 4月27日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人プラチナ&チャレンジド人財センター

イ 代表者の氏名 清 田 和 男

ウ 主たる事務所の所在地 加古郡稲美町国安1123

エ 定款に記載された目的

この法人は、プラチナエイジ（高齢者）とチャレンジド（障がい者）に対して、社会生活全般の支援に関する事業を行い、プラチナエイジとチャレンジドを含むすべての人々（エイジフリー）が心身ともにいきいきと生活できる地域社会づくりと社会福祉の増進に寄与することを目的とする。



**県有地の一般競争入札による売払い**

県有地を一般競争入札により売り払うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

平成24年 5月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 入札に付する県有地

売払物件

| 物件<br>番号 | 所 在 地                | 面積 (㎡)   | 地 目 |
|----------|----------------------|----------|-----|
| 1        | 神戸市長田区雲雀ヶ丘二丁目65番     | 1,014.88 | 宅 地 |
| 2        | 加古川市加古川町木村字堤ノ内482番 4 | 339.59   | 宅 地 |
| 3        | 西脇市郷瀬町字淵之内519番 2ほか   | 605.87   | 宅 地 |
| 4        | 赤穂郡上郡町上郡字町家ノ六886番    | 493.32   | 宅 地 |
| 5        | 丹波市柏原町北中字西ノ下534番 1ほか | 590.70   | 宅 地 |
| 6        | 洲本市上物部二丁目242番 1      | 844.98   | 宅 地 |
| 7        | 南あわじ市市青木字東中島137番 9   | 549.78   | 宅 地 |



## 2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる者以外の者であること。

- (1) 成年被後見人
- (2) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者
- (3) 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (4) 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (5) 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (6) 破産者で復権を得ない者
- (7) 兵庫県における不動産の売却に係る契約手続において次の事項に該当すると認められる者で、その事実があった後、2年間を経過しない者。

なお、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

ア 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者

ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

エ アからウのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

- (8) 兵庫県暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、第3号に規定する暴力団員又は兵庫県暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
- (9) 売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者
- (10) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員若しくは構成員

## 3 契約条項を示す場所

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県企画県民部管理局管財課公有財産係

## 4 入札参加申込用紙の配布場所及び配布期間並びに申込場所及び申込期間

- (1) 配布場所及び申込場所

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県企画県民部管理局管財課公有財産係

- (2) 配布期間及び申込期間

平成24年5月22日（火）から同年6月25日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

## 5 入札の場所及び日時

- (1) 物件番号1及び2

ア 場所

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県庁舎内会議室（詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。）

イ 日時

平成24年7月2日（月） 午前10時から

- (2) 物件番号3

ア 場所

加東市社字西柿1075番2

社総合庁舎内会議室（詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。）

イ 日時

平成24年7月3日（火） 午前11時から

(3) 物件番号 4

ア 場所

赤穂郡上郡町大持207番 1

県立上郡高等学校会議室（詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。）

イ 日時

平成24年 7月 4日（水） 午後 2時30分から

(4) 物件番号 5

ア 場所

丹波市柏原町柏原688番

柏原総合庁舎内会議室（詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。）

イ 日時

平成24年 7月 3日（火） 午後 2時30分から

(4) 物件番号 6 及び 7

ア 場所

洲本市塩屋 2丁目 4番 5

洲本総合庁舎内会議室（詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。）

イ 日時

平成24年 7月 5日（木） 午前11時から

6 入札保証金

- (1) 入札保証金の額は、入札金額の100分の5以上の額とする。
- (2) 入札保証金は、入札する前に金融機関から指定口座へ振り込むこと。

7 入札に関する条件

- (1) 入札書を所定の日時までに提出していること。
- (2) 所定の額の入札保証金が納付されていること。
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札又はこれらの者が更に他の者を代理してした入札でないこと。
- (4) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- (5) 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。
- (6) 代理人が入札をする場合は、委任状を提出すること。
- (7) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- (8) 再度入札に参加することができる者は、初度の入札に参加した者のうち当該入札が無効とされなかった者であること。

8 入札の無効

入札参加資格がない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

9 入札についての照会先

兵庫県企画県民部管理局管財課公有財産係

電話 (078) 341-7711 内線 2550、2551



**大規模小売店舗の新設に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成24年 5月22日

東播磨県民局長 福 田 好 宏

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称) 新明舞センター

所在地 明石市松が丘二丁目11番 1 の一部

- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 名称 ダイワロイアル株式会社  
 代表者の氏名 原 田 健  
 住所 東京都千代田区飯田橋三丁目13番1号
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 名称 株式会社ピーコックストア 代表者の氏名 樋 口 雅 一 住所 東京都江東区木場2-18-11  
 外未定
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
 平成24年12月25日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
 2,950平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数  
 110台
  - (2) 駐輪場の収容台数  
 177台
  - (3) 荷さばき施設の面積  
 127平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の容量  
 33.9立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

| 小売業を行う者の氏名又は名称      | 開店時刻 | 閉店時刻    |
|---------------------|------|---------|
| 株式会社ピーコックストア<br>外未定 | 午前9時 | 午後9時45分 |

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
 午前8時30分から午後10時まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数  
 出入口1箇所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
 午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日  
 平成24年4月24日
- 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課
  - (2) 縦覧期間  
 平成24年5月22日から4月間
- 10 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限  
 平成24年9月24日
  - (2) 提出先  
 東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課  
 〒675-8566 加古川市加古川町寺家町天神木97-1



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成24年 5月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - 名称 イオンタウン加古川
  - 所在地 加古川市東神吉町出河原字大判862番地ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
  - 名称 イオンタウン株式会社
  - 代表者の氏名 大 門 淳
  - 住所 千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
- 3 変更事項
  - (1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
    - ア 変更前
      - 名称 ロック開発株式会社
      - 代表者の氏名 大 門 淳
      - 住所 東京都千代田区神田佐久間河岸67番
    - イ 変更後
      - 名称 イオンタウン株式会社
      - 代表者の氏名 大 門 淳
      - 住所 千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
  - (2) 大規模小売店舗の名称
    - ア 変更前
      - ロックタウン加古川
    - イ 変更後
      - イオンタウン加古川
- 4 変更年月日
  - 平成23年 9月 1日
- 5 届出年月日
  - 平成24年 4月18日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所
    - 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課
  - (2) 縦覧期間
    - 平成24年 5月22日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限
    - 平成24年 9月24日
  - (2) 提出先
    - 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
    - 〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成24年 5月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 イオンタウン高砂  
 所在地 高砂市梅井五丁目57-14ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 名称 イオンタウン株式会社  
 代表者の氏名 大 門 淳  
 住所 千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1
- 3 変更事項
  - (1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
    - ア 変更前  
 名称 ロック開発株式会社  
 代表者の氏名 大 門 淳  
 住所 東京都千代田区神田佐久間河岸67番
    - イ 変更後  
 名称 イオンタウン株式会社  
 代表者の氏名 大 門 淳  
 住所 千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1
  - (2) 大規模小売店舗の名称
    - ア 変更前  
 ロックタウン高砂
    - イ 変更後  
 イオンタウン高砂
- 4 変更年月日  
平成23年 9月 1日
- 5 届出年月日  
平成24年 4月18日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課
  - (2) 縦覧期間  
平成24年 5月22日から 4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限  
平成24年 9月24日
  - (2) 提出先  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5 丁目10番 1 号



**大規模小売店舗に対する市町の意見の概要**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成24年 5月22日

阪神南県民局長 藤 田 隆 司

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 大物グリーンプラザ  
 所在地 尼崎市大物町三丁目438番地
- 2 同法第 8 条第 1 項の規定により尼崎市から聴取した意見の概要  
 自転車での来客者が道路等へ駐輪を行わないよう適切に誘導すること。

3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神南県民局西宮土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成24年 5月22日から 1月間

病 院 局 管 理 規 程

病院局地方機関処務規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

平成24年 5月22日

兵庫県病院事業管理者 前 田 盛

兵庫県病院局管理規程第 4 号

病院局地方機関処務規程の一部を改正する管理規程

兵庫県病院局地方機関処務規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第 9 号）の一部を次のように改正する。  
第 3 条中第12号を第13号とし、第11号を第12号とし、第10号を第11号とし、第 9 号の次に次の 1 号を加える。

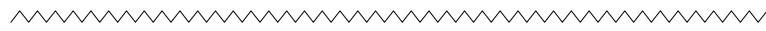
(10) 職員の職務発明等に関する規程(平成22年兵庫県病院局管理規程第11号)第 5 条第 1 項の規定に基づき、職務発明の認定等を行うこと。

第 4 条第 1 項中第16号を第17号とし、第10号から第15号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 9 号の次に次の 1 号を加える。

(10) 特許権、実用新案権及び意匠権又は特許若しくは実用新案及び意匠の登録を受ける権利に関する出願、申請、出願審査の請求、登録、運用、譲渡又は放棄に関する決定を行うこと。

附 則

この管理規程は、公布の日から施行する。



粒子線治療資金貸付規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

平成24年 5月22日

兵庫県病院事業管理者 前 田 盛

兵庫県病院局管理規程第 5 号

粒子線治療資金貸付規程の一部を改正する管理規程

粒子線治療資金貸付規程（平成15年兵庫県病院局管理規程第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「支払が困難な県民」を「支払が困難な者」に、「県民の健康と福祉の向上」を「県民等の健康と福祉の向上」に改める。

第 3 条(1)中「兵庫県内」を「国内」に改める。

附 則

この管理規程は、平成24年 4月 1 日から施行する。

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

兵庫県選挙管理委員会告示第22号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第 6 条第 1 項、第 7 条第 1 項及び第17条第 1 項の規定により、次のとおり政治団体の設立、届出事項の異動及び解散の届出があった。

平成24年 5月22日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 武 田 丈 蔵

1 政治団体の設立の届出

(1) その他の政治団体

| 名称 | 代表者氏名 | 会計責任者氏名 | 主たる事務所の所在地 |
|----|-------|---------|------------|
|    |       |         |            |

|                 |         |         |                                  |
|-----------------|---------|---------|----------------------------------|
| 植 村 満 後 援 会     | 植 村 満   | 植 村 重太郎 | 篠山市八上上313の1                      |
| 小 原 潤 一 後 援 会   | 平 井 徳 男 | 前 田 耕 治 | 赤穂郡上郡町與井新169                     |
| 三 田 前 進 の 会     | 笠 谷 圭 司 | 笠 谷 圭 司 | 三田市藍本3781—43                     |
| 林 ひ さ ひ ろ 後 援 会 | 林 秀 樹   | 林 真奈巳   | 尼崎市北竹谷町2丁目114                    |
| 東 影 昭 後 援 会     | 田 路 健 輔 | 西 影 卓   | 姫路市夢前町新庄816                      |
| わ た せ 和 人 後 援 会 | 今 西 正 行 | 野 嶋 厚 志 | 尼崎市尾浜町2丁目12—10 イトーピア尼崎117<br>綿瀬宅 |

## 2 届出事項の異動の届出

## (1) 政党の支部

| 名称                 | 異動事項  | 異動内容 |           |
|--------------------|-------|------|-----------|
| 自由民主党豊岡支部          | 会計責任者 | 新    | 門 間 雄 司   |
|                    |       | 旧    | 古 谷 修 一   |
| 自由民主党兵庫県医療会        | 会計責任者 | 新    | 山 根 敏 彦   |
|                    |       | 旧    | 空 地 顕 一   |
| 自由民主党兵庫県神戸市垂水区第一支部 | 会計責任者 | 新    | 西 谷 佳 子   |
|                    |       | 旧    | 植 垣 絵 里 子 |
| 自由民主党兵庫県ときわ会支部     | 会計責任者 | 新    | 安 田 敏     |
|                    |       | 旧    | 播 戸 正 弘   |
| 自由民主党兵庫県薬剤師連盟支部    | 代 表 者 | 新    | 赤 松 路 子   |
|                    |       | 旧    | 東 和 夫     |

## (2) その他の政治団体

| 名称                 | 異動事項       | 異動内容 |                                |
|--------------------|------------|------|--------------------------------|
| あしたをひらく女性の会        | 代 表 者      | 新    | 高上馬 悦 代                        |
|                    |            | 旧    | 向 井 陽 子                        |
| 芦 屋 の 風            | 名 称        | 新    | 芦屋の風                           |
|                    |            | 旧    | 笑顔都市芦屋を創る会                     |
|                    | 主たる事務所の所在地 | 新    | 芦屋市松ノ内町6—5                     |
|                    |            | 旧    | 芦屋市船戸町1—25—118                 |
|                    | 会計責任者      | 新    | 畑 中 俊 彦                        |
|                    |            | 旧    | 畑 中 良 子                        |
| 尼崎市歯科医師連盟          | 会計責任者      | 新    | 梅 村 誠                          |
|                    |            | 旧    | 久 井 良 之                        |
| (ACC)アカシクリエイティブクラブ | 主たる事務所の所在地 | 新    | 明石市松の内2丁目2番地 ホテルキャッスル<br>プラザ2F |
|                    |            | 旧    | 明石市松の内2丁目2番地 ホテルキャッスル<br>プラザ1F |
| 大 澤 和 士 後 援 会      | 会計責任者      | 新    | 大 澤 康 子                        |
|                    |            | 旧    | 清 瀬 岩 男                        |
| 大 谷 充 後 援 会        | 会計責任者      | 新    | 大 谷 充                          |
|                    |            | 旧    | 藪 野 睦 久                        |
| 大 塚 よ し 子 後 援 会    | 会計責任者      | 新    | 小 川 智 之                        |
|                    |            | 旧    | 北 山 廣 子                        |

|               |            |   |                           |
|---------------|------------|---|---------------------------|
| おなか利治はげます会    | 主たる事務所の所在地 | 新 | 明石市相生町2丁目2番12号 KKK第3ビル2F  |
|               |            | 旧 | 明石市相生町2-9-20 サンピア明石内      |
| 清地秀美後援会       | 代表者        | 新 | 澤井 整                      |
|               |            | 旧 | 池町 耕一                     |
| 日下茂後援会（略称日和会） | 代表者        | 新 | 佐藤 導 颯                    |
|               |            | 旧 | 藤本 武 司                    |
|               | 会計責任者      | 新 | 日下部 和 史                   |
|               |            | 旧 | 衣川 修                      |
| 神戸市医師連盟       | 会計責任者      | 新 | 多田 安 温                    |
|               |            | 旧 | 岡田 泰 長                    |
| こうべ新風会        | 主たる事務所の所在地 | 新 | 神戸市長田区房王寺町5丁目7-13         |
|               |            | 旧 | 神戸市長田区久保町5丁目1番1-104号      |
| 小林美穂後援会       | 代表者        | 新 | 小林 美 穂                    |
|               |            | 旧 | 酒井 良 治                    |
|               | 会計責任者      | 新 | 小林 美 穂                    |
|               |            | 旧 | 田中 政 和                    |
| 小林喜文後援会       | 代表者        | 新 | 門間 雄 司                    |
|               |            | 旧 | 吉尾 大 二 郎                  |
| 市民みどりの会       | 名 称        | 新 | 市民みどりの会                   |
|               |            | 旧 | 市民. みどりの会                 |
| 新生兵庫をつくる会宝塚支部 | 会計責任者      | 新 | 塚本 太                      |
|               |            | 旧 | 田中 利 一                    |
| たつの市・揖保郡医師連盟  | 主たる事務所の所在地 | 新 | 神戸市中央区磯上通6丁目1-11 兵庫県医師会館内 |
|               |            | 旧 | たつの市龍野町富永410番地の2          |
|               | 代表者        | 新 | 田淵 慶 彦                    |
|               |            | 旧 | 味木 勝 一                    |
| 丹波市医師連盟       | 代表者        | 新 | 酒井 良 明                    |
|               |            | 旧 | 保尾 道 紀                    |
|               | 会計責任者      | 新 | 野上 壽 二                    |
|               |            | 旧 | 石井 敏 樹                    |
| 地方自治研究会       | 会計責任者      | 新 | 中川 豊                      |
|               |            | 旧 | 中川 亮 一                    |
| 戸田龍起後援会       | 主たる事務所の所在地 | 新 | 伊丹市森本2丁目132-1             |
|               |            | 旧 | 伊丹市森本2丁目132               |
| 豊岡市医師連盟       | 主たる事務所の所在地 | 新 | 豊岡市京町3-21                 |
|               |            | 旧 | 豊岡市九日市下町119               |
|               | 代表者        | 新 | 舟木 宏                      |
|               |            | 旧 | 赤松 亮                      |
| ながい俊作いきいき市民の会 | 会計責任者      | 新 | 中川 豊                      |
|               |            | 旧 | 中川 亮 一                    |



|                           |                    |   |                                     |
|---------------------------|--------------------|---|-------------------------------------|
| 中 田 は つ 美 後 援 会           | 会 計 責 任 者          | 新 | 安 永 紀 六                             |
|                           |                    | 旧 | 千 田 桂 子                             |
| 西 島 英 利 兵 庫 県 後 援 会       | 会 計 責 任 者          | 新 | 山 根 敏 彦                             |
|                           |                    | 旧 | 空 地 顕 一                             |
| 蓮 池 洋 美 後 援 会             | 代 表 者              | 新 | 香 川 恵 司                             |
|                           |                    | 旧 | 浦 瀬 徹 臣                             |
|                           | 会 計 責 任 者          | 新 | 蓮 池 八 重 子                           |
|                           |                    | 旧 | 波 戸 崎 孝                             |
| 浜 崎 も り ふ み 後 援 会         | 主 たる 事 務 所 の 所 在 地 | 新 | 神 戸 市 長 田 区 房 王 寺 町 5 丁 目 7 ー 13    |
|                           |                    | 旧 | 神 戸 市 長 田 区 五 番 町 7 丁 目 6 ー 1       |
| び と う 和 広 後 援 会           | 代 表 者              | 新 | 小 倉 義 彦                             |
|                           |                    | 旧 | 長 谷 川 満 敏                           |
|                           | 会 計 責 任 者          | 新 | 浅 居 繁 樹                             |
|                           |                    | 旧 | 幾 波 孝 浩                             |
| 姫 路 市 医 師 連 盟             | 代 表 者              | 新 | 空 地 顕 一                             |
|                           |                    | 旧 | 石 川 誠                               |
| 兵 庫 県 医 師 連 盟             | 会 計 責 任 者          | 新 | 山 根 敏 彦                             |
|                           |                    | 旧 | 空 地 顕 一                             |
| 兵 庫 県 看 護 連 盟             | 主 たる 事 務 所 の 所 在 地 | 新 | 神 戸 市 中 央 区 下 山 手 通 5 ー 5 ー 8 ー 501 |
|                           |                    | 旧 | 神 戸 市 中 央 区 下 山 手 通 5 ー 5 ー 8 ー 603 |
|                           | 代 表 者              | 新 | 鈴 垣 育 子                             |
|                           |                    | 旧 | 絹 卷 敏 子                             |
| 兵 庫 県 議 会 自 由 民 主 党 議 員 団 | 代 表 者              | 新 | 小 田 毅                               |
|                           |                    | 旧 | 石 堂 則 本                             |
|                           | 会 計 責 任 者          | 新 | 黒 川 治                               |
|                           |                    | 旧 | 野 間 洋 志                             |
| 兵 庫 県 歯 科 医 師 連 盟 芦 屋 支 部 | 会 計 責 任 者          | 新 | 吉 川 広 志                             |
|                           |                    | 旧 | 原 田 知 政                             |
| 兵 庫 県 藤 井 基 之 薬 剤 師 後 援 会 | 代 表 者              | 新 | 赤 松 路 子                             |
|                           |                    | 旧 | 東 和 夫                               |
| 兵 庫 県 薬 剤 師 連 盟           | 代 表 者              | 新 | 赤 松 路 子                             |
|                           |                    | 旧 | 東 和 夫                               |
| 兵 測 協 政 治 連 盟             | 会 計 責 任 者          | 新 | 樋 口 孝                               |
|                           |                    | 旧 | 宮 川 耕 二                             |
| 兵 美 会                     | 会 計 責 任 者          | 新 | 伊 藤 精 文                             |
|                           |                    | 旧 | 河 邑 大 二 郎                           |
| ふ じ い 訓 博 を は げ ま す 会     | 主 たる 事 務 所 の 所 在 地 | 新 | 神 戸 市 北 区 筑 紫 が 丘 7 丁 目 3 番 地 2 号   |
|                           |                    | 旧 | 神 戸 市 北 区 山 田 町 上 谷 上 字 古 々 谷 6 ー 1 |
| 藤 原 や す ゆ き 後 援 会         | 会 計 責 任 者          | 新 | 松 本 輝 明                             |
|                           |                    | 旧 | 井 上 智 之                             |
| ふ ち も と 稔 後 援 会           | 代 表 者              | 新 | 杉 田 茂                               |
|                           |                    | 旧 | 杉 田 邦 夫                             |

|                 |            |   |                    |
|-----------------|------------|---|--------------------|
| 松田敬幸政経研究所       | 会計責任者      | 新 | 松田伸江               |
|                 |            | 旧 | 松田恭男               |
| 三橋まきを育てる会       | 代表者        | 新 | 有年真記               |
|                 |            | 旧 | 三橋真記               |
| 宮坂満貴子と未来ネットワーク  | 会計責任者      | 新 | 上原あけみ              |
|                 |            | 旧 | 白神道子               |
| 宮坂ゆうたと明日の明石を創る会 | 会計責任者      | 新 | 岩崎マリヤ              |
|                 |            | 旧 | 宮坂祐太               |
| 三輪敏之 後援会        | 会計責任者      | 新 | 嶋本義文               |
|                 |            | 旧 | 野下 巖               |
| 迎山しほ 後援会        | 主たる事務所の所在地 | 新 | 加古川市加古川町溝之口340-5   |
|                 |            | 旧 | 加古川市加古川町粟津144-5 1F |
| 安井和広 後援会        | 代表者        | 新 | 安井和広               |
|                 |            | 旧 | 森末泰弘               |
| 山田京子 後援会        | 代表者        | 新 | 楠本昭夫               |
|                 |            | 旧 | 濱口勝子               |
|                 | 会計責任者      | 新 | 梶田春男               |
|                 |            | 旧 | 山田 博               |
| やまだ賢司 後援会       | 主たる事務所の所在地 | 新 | 芦屋市公光町10番6号        |
|                 |            | 旧 | 西宮市分銅町7-30-203     |

3 解散の届出のあった政治団体

(1) 政党の支部

| 名称           | 代表者氏名 | 解散年月日     |
|--------------|-------|-----------|
| 自由民主党 八千代町支部 | 横山 鎌造 | 平成24年3月1日 |

(2) その他の政治団体

| 名称                 | 代表者氏名 | 解散年月日      |
|--------------------|-------|------------|
| 井村ひろ子 後援会          | 安田 秋成 | 平成23年7月24日 |
| 尼崎に新しい風・村上まさあきの会   | 西田 愷治 | 平成24年3月30日 |
| 石橋かんじ 後援会          | 村上 敏展 | 平成24年3月19日 |
| 市来ばん子 後援会「イチバン元気会」 | 羽方 正子 | 平成24年3月30日 |
| 猪名川つつじの会           | 高木 健次 | 平成24年4月6日  |
| 岩下秀則 後援会           | 岩下 秀則 | 平成24年3月28日 |
| 上田保夫 後援会           | 黒田 滋美 | 平成24年2月29日 |
| 岡坂峰雄 後援会           | 岡坂 峰雄 | 平成24年4月6日  |
| 岡田哲和 後援会           | 田中 光夫 | 平成24年3月31日 |
| かつら隆司 後援会          | 柴田 耕司 | 平成24年4月2日  |
| 加東市を元気にする会         | 水見 彰弘 | 平成24年2月29日 |
| こうべ新風会             | 浜崎 盛史 | 平成24年4月2日  |
| 近藤キシ子 支援会          | 辻 恵子  | 平成24年3月20日 |
| 坂下賢治 後援会           | 山中 英男 | 平成24年3月20日 |

|                         |         |             |
|-------------------------|---------|-------------|
| 上 馬 い さ む 後 援 会         | 上 馬 勇   | 平成24年 3月29日 |
| 新 賀 保 後 援 会             | 新 賀 保   | 平成24年 3月20日 |
| ス イ ー プ ネ ッ ト 灘         | 苗 床 守   | 平成24年 4月 3日 |
| 高 塚 ぼ ん こ サ ポ ー タ ー ズ   | 高 塚 伴 子 | 平成24年 3月 7日 |
| 田 川 貴 子 後 援 会           | 瀧 石 博   | 平成24年 3月21日 |
| 田 中 渡 政 治 研 究 会         | 田 中 渡   | 平成24年 4月25日 |
| 時 崎 巖 後 援 会             | 貞 方 一 昭 | 平成24年 3月31日 |
| 西 脇 多 可 絆 の 会           | 原 田 眞 年 | 平成24年 2月29日 |
| 浜 崎 も り ふ み 後 援 会       | 津 田 隆 司 | 平成24年 4月 2日 |
| 東 影 昭 後 援 会             | 西 影 良 弘 | 平成24年 3月31日 |
| 東 国 隆 後 援 会             | 増 本 巖   | 平成24年 4月 6日 |
| 氷 見 彰 弘 後 援 会           | 氷 見 彰 弘 | 平成24年 2月29日 |
| ひ ら の 園 美 を 応 援 す る 会   | 平 野 洋 一 | 平成24年 3月14日 |
| 藤 井 玉 夫 後 援 会           | 近 都 賀 彦 | 平成24年 2月29日 |
| 藤 本 正 昭 後 援 会           | 阿 野 孝 好 | 平成24年 3月31日 |
| 堀 充 至 後 援 会             | 堀 充 至   | 平成24年 3月31日 |
| 前 田 み つ ぐ 行 政 研 究 所     | 前 田 貢   | 平成24年 3月26日 |
| も て 木 み ち 子 と 共 に 歩 む 会 | 赤 松 彰 子 | 平成24年 3月 1日 |
| 山 中 た か し 後 援 会         | 山 野 和 幸 | 平成24年 4月 5日 |
| 吉 富 幸 夫 後 援 会           | 増 井 政 治 | 平成24年 3月28日 |



**兵庫県選挙管理委員会告示第23号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項及び第3項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出事項の異動及び指定の取消しの届出があった。

平成24年 5月22日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 武 田 丈 蔵

1 資金管理団体の届出事項の異動の届出

| 資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名 | 公職の種類   | 資金管理団体の名称 | 異動事項       | 異動内容 |                      |
|--------------------------|---------|-----------|------------|------|----------------------|
| 有 年 真 記                  | 参議院議員   | 三橋まきを育てる会 | 代表者        | 新    | 有 年 真 記              |
|                          |         |           |            | 旧    | 三 橋 真 記              |
| 大 澤 和 士                  | 神戸市議会議員 | 大澤和士後援会   | 主たる事務所の所在地 | 新    | 神戸市垂水区海岸通5-72        |
|                          |         |           |            | 旧    | 神戸市垂水区五色山7丁目4-20     |
| 畑 中 俊 彦                  | 芦屋市議会議員 | 芦屋の風      | 名称         | 新    | 芦屋の風                 |
|                          |         |           |            | 旧    | 笑顔都市芦屋を創る会           |
|                          |         |           | 主たる事務所の所在地 | 新    | 芦屋市松ノ内町6-5           |
|                          |         |           |            | 旧    | 芦屋市船戸町1-25-118       |
| 浜 崎 盛 史                  | 神戸市議会議員 | こうべ新風会    | 主たる事務所の所在地 | 新    | 神戸市長田区房王寺町5丁目7-13    |
|                          |         |           |            | 旧    | 神戸市長田区久保町5丁目1番1-104号 |

2 資金管理団体の指定の取消しの届出

(1) 法第19条第3項第1号による届出

| 資金管理団体の届出をした者の氏名 | 公職の種類    | 資金管理団体の名称 | 主たる事務所の所在地        | 代表者の氏名  | 取消年月日          |
|------------------|----------|-----------|-------------------|---------|----------------|
| 上 馬 勇            | 川西市議会議員  | 上馬いさむ後援会  | 川西市けやき坂2丁目45-1    | 上 馬 勇   | 平成24年<br>3月29日 |
| 新 賀 保            | 猪名川町議会議員 | 新賀保後援会    | 川辺郡猪名川町伏見台2丁目4-80 | 新 賀 保   | 平成24年<br>3月20日 |
| 浜 崎 盛 史          | 神戸市議会議員  | こうべ新風会    | 神戸市長田区房王寺町5丁目7-13 | 浜 崎 盛 史 | 平成24年<br>4月2日  |
| 氷 見 彰 弘          | 加東市議会議員  | 氷見彰弘後援会   | 加東市梶原377番地の1      | 氷 見 彰 弘 | 平成24年<br>2月29日 |
| 堀 充 至            | 加古川市議会議員 | 堀充至後援会    | 加古川市平荘町上原402番地    | 堀 充 至   | 平成24年<br>3月31日 |

人 事 委 員 会 公 告

兵庫県職員 上級採用試験の実施

兵庫県職員 上級採用試験を次のとおり実施する。

平成24年 5月22日

兵庫県人事委員会

1 試験職種、採用予定人員及び受験資格

| 試験職種                                                                                                                                                                                                                                      | 採用予定人員                                                                                                                                     | 受験資格                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |    |    |                  |                                                       |       |                                                       |       |                                                       |           |                                                       |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|----|------------------|-------------------------------------------------------|-------|-------------------------------------------------------|-------|-------------------------------------------------------|-----------|-------------------------------------------------------|
| (1) 一般事務職<br>(2) 警察事務職<br>(3) 教育事務職<br>(4) 保健師（一般）<br>(5) 保健師（警察）<br>(6) 栄養士<br>(7) 獣医師<br>(8) 薬剤師<br>(9) 児童福祉司<br>(10) 心理判定員<br>(11) 農学職<br>(12) 林学職<br>(13) 水産職<br>(14) 環境科学職<br>(15) 総合土木職<br>(16) 建築職<br>(17) 小中学校事務職<br>(市町組合立小中学校等) | 33名程度<br>12名程度<br>20名程度<br>2名程度<br>1名程度<br>4名程度<br>6名程度<br>16名程度<br>3名程度<br>4名程度<br>3名程度<br>2名程度<br>1名程度<br>1名程度<br>12名程度<br>4名程度<br>18名程度 | <p>1 年齢制限<br/>次のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 昭和57年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた者（平成25年4月1日現在で22歳から30歳までの者）<br/>なお、次の職種については、次表のそれぞれの区分による年齢とする。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>職種</th> <th>年齢</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保 健 師<br/>(一般・警察)</td> <td>昭和57年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた者（平成25年4月1日現在で21歳から30歳までの者）</td> </tr> <tr> <td>獣 医 師</td> <td>昭和53年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた者（平成25年4月1日現在で24歳から34歳までの者）</td> </tr> <tr> <td>薬 剤 師</td> <td>昭和57年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた者（平成25年4月1日現在で24歳から30歳までの者）</td> </tr> <tr> <td>児 童 福 祉 司</td> <td>昭和53年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた者（平成25年4月1日現在で22歳から34歳までの者）</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 平成3年4月2日以降（薬剤師は平成元年4月2日以降）に生まれた者で次に掲げる者</p> | 職種 | 年齢 | 保 健 師<br>(一般・警察) | 昭和57年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた者（平成25年4月1日現在で21歳から30歳までの者） | 獣 医 師 | 昭和53年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた者（平成25年4月1日現在で24歳から34歳までの者） | 薬 剤 師 | 昭和57年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた者（平成25年4月1日現在で24歳から30歳までの者） | 児 童 福 祉 司 | 昭和53年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた者（平成25年4月1日現在で22歳から34歳までの者） |
| 職種                                                                                                                                                                                                                                        | 年齢                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |    |    |                  |                                                       |       |                                                       |       |                                                       |           |                                                       |
| 保 健 師<br>(一般・警察)                                                                                                                                                                                                                          | 昭和57年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた者（平成25年4月1日現在で21歳から30歳までの者）                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |    |    |                  |                                                       |       |                                                       |       |                                                       |           |                                                       |
| 獣 医 師                                                                                                                                                                                                                                     | 昭和53年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた者（平成25年4月1日現在で24歳から34歳までの者）                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |    |    |                  |                                                       |       |                                                       |       |                                                       |           |                                                       |
| 薬 剤 師                                                                                                                                                                                                                                     | 昭和57年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた者（平成25年4月1日現在で24歳から30歳までの者）                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |    |    |                  |                                                       |       |                                                       |       |                                                       |           |                                                       |
| 児 童 福 祉 司                                                                                                                                                                                                                                 | 昭和53年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた者（平成25年4月1日現在で22歳から34歳までの者）                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |    |    |                  |                                                       |       |                                                       |       |                                                       |           |                                                       |

|                  |              | <p>ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。)を卒業した者及び平成25年3月31日までに卒業する見込みの者</p> <p>イ 兵庫県人事委員会がアに掲げる者と同等の資格があると認める者</p> <p>2 免許等<br/>次の職種は、それぞれの免許・資格取得者又は取得見込者に限る。<br/>なお、採用に当たっては、それぞれの免許・資格の取得を必要とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">職 種</th> <th style="width: 50%;">免 許 ・ 資 格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保 健 師<br/>(一般・警察)</td> <td>保健師の免許</td> </tr> <tr> <td>栄 養 士</td> <td>栄養士の免許</td> </tr> <tr> <td>獣 医 師</td> <td>獣医師の免許</td> </tr> <tr> <td>薬 剤 師</td> <td>薬剤師の免許</td> </tr> <tr> <td>児 童 福 祉 司</td> <td>児童福祉司の任用資格</td> </tr> <tr> <td>環 境 科 学 職</td> <td>環境衛生指導員の任用資格</td> </tr> </tbody> </table> | 職 種 | 免 許 ・ 資 格 | 保 健 師<br>(一般・警察) | 保健師の免許 | 栄 養 士 | 栄養士の免許 | 獣 医 師 | 獣医師の免許 | 薬 剤 師 | 薬剤師の免許 | 児 童 福 祉 司 | 児童福祉司の任用資格 | 環 境 科 学 職 | 環境衛生指導員の任用資格 |
|------------------|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-----------|------------------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-----------|------------|-----------|--------------|
| 職 種              | 免 許 ・ 資 格    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |     |           |                  |        |       |        |       |        |       |        |           |            |           |              |
| 保 健 師<br>(一般・警察) | 保健師の免許       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |     |           |                  |        |       |        |       |        |       |        |           |            |           |              |
| 栄 養 士            | 栄養士の免許       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |     |           |                  |        |       |        |       |        |       |        |           |            |           |              |
| 獣 医 師            | 獣医師の免許       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |     |           |                  |        |       |        |       |        |       |        |           |            |           |              |
| 薬 剤 師            | 薬剤師の免許       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |     |           |                  |        |       |        |       |        |       |        |           |            |           |              |
| 児 童 福 祉 司        | 児童福祉司の任用資格   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |     |           |                  |        |       |        |       |        |       |        |           |            |           |              |
| 環 境 科 学 職        | 環境衛生指導員の任用資格 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |     |           |                  |        |       |        |       |        |       |        |           |            |           |              |

備考 次に掲げる者は、この試験を受けることができない。

1 日本国籍を有しない者

(保健師(一般・警察)、栄養士、獣医師、薬剤師、児童福祉司、心理判定員、農学職、林学職、水産職、環境科学職及び小中学校事務職は、日本国籍を有しない者も試験を受けることができる。)

2 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条の各号のいずれかに該当する者

- (1) 成年被後見人又は被保佐人(準禁治産者を含む。)
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 兵庫県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 試験日及び試験会場

| 区分    | 試験日                  |                                    | 試験会場                                                         |
|-------|----------------------|------------------------------------|--------------------------------------------------------------|
| 第1次試験 | 平成24年6月24日(日)        |                                    | 兵庫県立大学神戸学園都市キャンパス<br>兵庫県立伊川谷北高校<br>兵庫県立須磨友が丘高校<br>兵庫県立神戸高塚高校 |
| 第2次試験 | 個別面接①<br>適性検査        | 平成24年7月18日(水)から同月27日(金)までのうち指定する1日 | 神戸市内                                                         |
|       | 個別面接②<br>プレゼンテーション試験 | 平成24年8月6日(月)から同月21日(火)までのうち指定する1日  |                                                              |

3 試験の方法

(1) 第1次試験

ア 教養試験

大学卒業程度の一般教養について択一式(一部選択解答制)により試験を行う。

## イ 専門試験

各職種に必要な大学卒業程度の専門的知識について択一式（一部の職種で選択解答制）により試験を行う。

## ウ 論文試験

一般的な課題により大学卒業程度の理解力・判断力、独創性・説得力、文章表現力・文章構成力について試験を行う。

## (2) 第2次試験

第1次試験合格者に対して行う。

## ア 口述試験

個別面接①、個別面接②及びプレゼンテーション試験の方法により行う。

## イ 適性検査

職務の遂行に必要な適性について検査を行う。

## 4 合格者の発表

## (1) 第1次試験

平成24年7月11日（水）午後3時

兵庫県人事委員会事務局において掲示するとともに受験者全員に通知する。

## (2) 第2次試験

平成24年8月31日（金）午後3時

兵庫県人事委員会事務局において掲示するとともに第2次試験受験者全員に通知する。

## 5 申込手続及び受付期間

- (1) 申込書は、兵庫県人事委員会事務局、各県民局等で配布する。郵送を希望する場合は、140円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号封筒）を同封の上、「上級請求」と朱書し、兵庫県人事委員会事務局へ請求すること。

また、インターネットの兵庫県職員採用情報のホームページでも受験申込書の配布を行う。

アドレス [http://web.pref.hyogo.lg.jp/pc02/pc01\\_000000065.html](http://web.pref.hyogo.lg.jp/pc02/pc01_000000065.html)

## (2) 申込方法

## ア インターネットによる場合

「兵庫県電子申請システム」を利用して、画面の指示に従って申し込むこと。受験票は、申込受付後、平成24年6月18日（月）頃に発行する。

アドレス [http://web.pref.hyogo.lg.jp/pc02/pc01\\_000000067.html](http://web.pref.hyogo.lg.jp/pc02/pc01_000000067.html)

## イ 郵送・持参による場合

所定の申込書に必要な事項を記入し、写真（申込前6箇月以内に撮った上半身正面無帽の縦4センチメートル・横3センチメートルの大きさのもの）を貼り、兵庫県人事委員会事務局へ提出すること。受験票は、申込受付後、平成24年6月14日（木）頃に発送する。

## (3) 受付期間

## ア インターネットによる場合

平成24年5月23日（水）午前9時から同年6月1日（金）午後5時まで（受信有効）

## イ 郵送による場合

平成24年5月23日（水）から同年6月6日（水）まで（必着）

## ウ 持参による場合

平成24年5月23日（水）から同年6月8日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

## 6 その他

最終合格者は、試験職種ごとの採用候補者名簿に登載され、各任命権者からの請求に応じ、成績順に提示され、任命権者において採用前に身体検査等を行い、採用者が決定される。

なお、名簿は確定の日から平成26年3月31日まで有効とする。

## 7 試験についての問合せ先

兵庫県人事委員会事務局職員課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

電話 (078) 341-7711 内線 5920、5921